

第4章 各段階における対策

1 未発生期

< 状況 >

新型インフルエンザ等が発生していない状態

海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

< 目的 >

発生に備えて体制の整備を行うとともに、発生時の対応の周知を図る。

< 方針 >

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないため、平素から、本行動計画等を踏まえ、都、関係機関等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等の事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民および事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

あらかじめ都から示される新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法、時期に従いサーベイランスを適切に実施する。

イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表や、インターネット等を活用して、海外で発生している鳥等の動物のインフルエンザに関する情報を収集する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、海外で鳥等の動物のインフルエンザ等が発生し、国内の発生に備える必要がある場合は、海外発生状況・対応方法などについて、区報や区ホームページ、ツイッターなどを利用して継続的に分かりやすい情報提供を行う。

イ 庁内の情報共有、連携体制の整備

日ごろから、庁内関係部署が情報交換・共有を行うとともに、国内発生に備えた連携体制を整備する。

ウ 関係機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生に備え、区内の医師会、歯科医師会、医療機関、薬剤師会などの関係機関等と連携し、情報共有に努める。

(3) 区民相談

ア 相談体制の整備

区民からの多様な相談に庁内関係部署が連携して対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について検討、整備する。

イ 鳥等の動物のインフルエンザなどの相談

海外で鳥等の動物のインフルエンザ等が発生し、国内の発生に備える必要がある場合は、区ホームページ等へのQ & Aの掲載や相談窓口の設置を検討、整備する。

(4) 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、うがい、手洗い、人混みを避ける等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

(5) 予防接種

ア 特定接種

特措法第28条に基づく特定接種について、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に必要な区職員をあらかじめ登録するとともに、接種方法などの体制を検討、整備する。

国が行う特定接種の登録作業等について、国や東京都から要請を受けた場合、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づく住民接種について、接種方法などの体制を構築する。

区は、臨時の予防接種または新臨時接種の円滑な実施のために、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するなど、区民が当区以外の自治体で接種ができるように努める。

(6) 医療

ア 医療機関への情報提供、症例定義

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、医療機関に迅速に提供する。また、海外で鳥等の動物のインフルエンザが発生し、国において国内に流入する可能性が高いと判断した場合は、国等が定めた鳥等の動物のインフルエンザの症例定義を医療機関に周知する。

イ 地域医療体制の整備等

感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れなどの課題について検討し、体制整備に努める。

また、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の新型インフルエンザ等発生時においても欠かすことができない医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の治療を原則行わない医療機関の設定を検討する。

ウ 新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関

都が指定する感染症診療協力医療機関のほかに、新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関（休日夜間診療所等を含む。）を、区があらかじめ指定することを検討し、体制確保に努める。

エ 一般医療機関等

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行うすべての一般医療機関は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、院内感染防止への取り組みの必要性を周知することにより、受付、待合室、外来、病棟などにおける一般の患者と発熱している患者の導線等の分離を図る体制を整えとともに、個人防護具（PPE）などの備蓄を促進する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

在宅の高齢者、障害者等の要援護者について事前に把握し、新型インフルエンザ等の発生時の区民生活の安定確保のため、準備を行う。

また、火葬場の火葬能力等について把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(8) 都市機能の維持

警察・消防と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備を行う。

2 海外発生期

< 状況 >

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

国内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

< 目的 >

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生が遅延に努める。
- 2 区内で発生した場合の早期発見に努めるとともに、都内発生に備えて体制の整備を行う。

< 方針 >

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して対応する。
- 2 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内発生に備え、都内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。
- 5 検疫等に協力し、都内発生をできるだけ遅らせるように努め、その間に、医療機関等への情報提供・検査体制の整備、診療体制の確立、区民生活および経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、区内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知するため、保育所や学校等における集団発生を探知を強化することが重要である。

このため、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化する。

イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表や、インターネット等を活用して、海外で発生している新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

海外における新型インフルエンザ等の発生状況について情報提供するとともに、国、都、区の感染予防策、相談体制等について、区ホームページなどさまざまな媒体を活用して周知する。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対して、迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、国内の発生に備えた協力を要請する。

(3) 区民相談

ア 相談窓口の設置

都の要請により保健所に新型インフルエンザ相談センターを開設する。新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある方に対して、受診先となる新型インフルエンザ専門外来および受診時の注意事項の説明や保健医療に関する一般相談などを行う。

イ 夜間・休日相談窓口の設置

夜間・休日にも上記の対応ができる相談センターを都内各保健所が共同で設置する。

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策の準備

区民や事業者に対して、感染防止策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準的な予防策の徹底を呼びかける。区内で行われる集会、イベントなどにおいて新型インフルエンザ等の感染予防を働きかけるよう努める。また、学校については、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

イ 水際対策

風評被害が起きないように留意しながら、発生国および発生地域への渡航自粛を区民に呼びかけるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化し、健康観察等を行う。

(5) 予防接種

ア 特定接種

区が行う特定接種が円滑に実施できるよう準備を進めるとともに、特措法第28条に基づき、国から指示を受けた場合は、特定接種を実施する。また、国が行う登録事業者に対する特定接種の実施等について、国や都から要請を受けた場合、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種

を実施する。

接種の実施に当たり、国および都と連携して、保健相談所、学校などの公的施設を活用するほか、医療機関に委託することなどにより接種会場を確保するなど、接種準備を整える。

(6) 医療

ア 医療機関への情報提供、症例定義

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、医療機関に迅速に提供する。また、国等が定めた新型インフルエンザの症例定義を医療機関に周知する。

イ 医療機関への要請

区内医療機関等に対して、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

ウ 検体採取への協力

都の要請に応じ、区内の感染症診療協力医療機関が新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から検体を採取した場合、保健所は、検体を東京感染症アラートにしたがい、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに搬入する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定するため、区民には専門外来の開設場所を非公開とする。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

(8) 都市機能の維持

国内での発生に備え、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう警察・消防と準備を行う。

3 国内発生早期（都内未発生）

< 状況 >

東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

< 目的 >

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 国内発生例の情報収集を行い、患者（疑い患者含む）が発生した場合に備え、適切な搬送、医療ができるよう整備する。

< 方針 >

- 1 国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを実施する。

イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表や、インターネット等を活用して、新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

海外、国内で発生している新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、国、都、区の感染予防策、相談体制等について、区ホームページなどさまざまな媒体を活用して周知する。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対して、迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、都内の発生に備えた協力を要請する。

(3) 区民相談

新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対して、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民、都民からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策の準備

学校、保育施設、高齢者施設などの社会福祉施設等に対して、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するように呼びかける。また、多数の方が集まる区内での集会、イベントの開催などを判断するうえで参考となる情報の提供に努める。

イ 水際対策

風評被害が起きないように留意しながら、発生国および発生地域への渡航自粛を区民に呼びかけるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化し、健康観察等を行う。

(5) 予防接種

ア 特定接種

区が行う特定接種が円滑に実施できるよう準備を進めるとともに、特措法第28条に基づき、国から指示を受けた場合は、特定接種を実施する。また、国が行う登録事業者に対する特定接種の実施等について、国や都から要請を受けた場合、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施する。

緊急事態宣言が行われている場合、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を国の示す優先順位に従い実施する。

区は、接種の実施に当たり、国および都と連携して、保健相談所、学校などの公的施設を活用するほか、医療機関に委託するなどにより接種会場を確保し、原則として区内に居住する方を対象に集団接種を行う。

(6) 医療

ア 医療機関への情報提供、症例定義

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、医療機関に迅速に提供する。また、国等が定めた新型インフルエンザの症例定義に変更があれば周知する。

イ 医療機関への要請

区内医療機関等に対して、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

ウ 検体採取への協力

都の要請に応じ、区内の感染症診療協力医療機関が新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から検体を採取した場合、保健所は、検体を東京感染症アラートにしたがい、ウイルス検査を行う東京都健

康安全研究センターに搬入する。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

ア 食料・生活必需品の安定供給

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

イ 要援護者への支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯を把握するとともにその対応を準備する。

ウ ごみ処理等について

区によるごみ処理等について、状況を把握するとともに、都内での流行に備えた準備を行う。

(8) 都市機能の維持

区内での流行に備え、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう警察・消防と対応を準備する。

4 都内発生早期

< 状況 >

都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

< 目的 >

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

< 方針 >

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について理解と協力を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活および区内経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、臨時的にサーベイランスを実施する。

イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表や、インターネット等を活用して、新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

区民や事業者に対して、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応および都内感染期に備えた準備を依頼する。

(3) 区民相談

新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対して、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民、都民からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

ア 区内での感染拡大防止策

学校や保育施設、高齢者施設などの社会福祉施設等に対して、感染予防策を徹底するよう呼びかけるとともに、区民、事業所および社会福祉施設等に対し、関係団体を経由または直接、正確な情報を提供し、感染予防策の励行や従業員の健康管理を勧奨する。また、区立施設においては、率先して感染予防策に取り組むとともに、区関連施設に対して同様の対応を要請する。

新型インフルエンザ等患者の発生時においては、患者の同居者等の濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察等の対応を行う。また、緊急事態宣言時の集会、イベントの開催制限などについて周知する。

イ 臨時休業等

学校については、都内、区内の発生状況等を踏まえ、必要があれば臨時休業等の措置を実施する。

ウ 水際対策

風評被害が起きないように留意しながら、発生国、地域への渡航自粛を区民に呼びかけるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

(5) 予防接種

ア 特定接種

区が行う特定接種が円滑に実施できるよう準備を進める。また、特定接種を実施する。

国が行う登録事業者に対する特定接種の実施等について、国や都から要請を受けた場合、必要に応じて協力する。

イ 住民接種

国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施する。

緊急事態宣言が行われている場合、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

区は、接種の実施に当たり、国および都と連携して、保健相談所、学校などの

公的施設を活用するほか、医療機関への委託などにより接種会場を確保し、原則として区内に居住する方を対象に集団接種を行う。

(6) 医療

ア 医療機関への情報提供、症例定義

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を、医療機関に迅速に提供する。また、国等が定めた新型インフルエンザの症例定義に変更があれば周知する。

イ 医療機関への要請

区内医療機関等に対して、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

ウ 検体採取への協力

都の要請に応じ、区内の感染症診療協力医療機関が新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から検体を採取した場合、保健所は、検体を東京感染症アラートにしたがい、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに搬入する。

専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

ア 食料・生活必需品の安定供給

食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給について協力を依頼する。また、区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを行わないよう呼び掛ける。

イ 要援護者等への支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯を把握するとともにその対応を準備する。

ウ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者にも可能な限り火葬炉を稼働するよう協力依頼をする。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、練馬区地域防災計画で指定している場所を遺体収容所とし、使用する準備を行う。

エ ごみ処理等について

区によるごみ処理等について、状況を把握するとともに、都内での流行に備えた準備を行う。

(8) 都市機能の維持

都内での流行に備え、区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう警察・消防と対応を準備する。

5 都内感染期

< 状況 >

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

< 目的 >

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活および経済活動への影響を最小限に抑える。

< 方針 >

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要な事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

< 保健医療に関する対策の細分類 >

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ等の患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類する。

(1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握は中止する。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、区民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食料・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消およびパニック防止に努める。

イ 関係機関への情報提供

指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を依頼する。

(3) 区民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後、相談センターは、専門外来への振り分けを終了するが、引き続き、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、区民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、区が実施するイベント等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

(4) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止する。広く区民や事業者等に対し、引き続き感染防止策を徹底するよう呼びかける。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。集客施設の管理や催物を主催する事業者には、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。

必要に応じて、学校や社会福祉施設等に対して、臨時休業を適切に行うよう要請する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等について、区民へ周知する。

(5) 予防接種

引き続き、国が必要な量のワクチンを確保し速やかに供給するとともに、区が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、区において特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種として住民接種を進める。区は、住民接種の実施にあたり、国が示す優先順位にしたがい、国および都と連携して、保健相談所、学校などの公的施設を活用するほか、医療機関に委託するなどにより接種会場を確保し、集団接種を行う。

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。

また、国、都と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援を行う。

ア 第一ステージ（通常の院内体制）

新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医で診療を行うこと、重症者以外は在宅で療養することを、区民や医療機関等へ周知する。一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者について受け入れるよう、医療機関へ周知する。

イ 第二ステージ（院内体制の強化）

都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止および延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図るとともに、医師会や薬剤師会に対し、重症患者の受け入れが可能な医療機関への支援を行うよう要請する。

区は、医療機関や医師会等への連絡調整など、必要に応じて協力する。

ウ 第三ステージ（緊急体制）

都は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関が収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請するとともに、引き続き医師会や薬剤師会に対し支援を要請する。

区は、医療機関や医師会等への連絡調整など、必要に応じて協力する。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

ア 食料・生活必需品の安定供給

食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給について協力を依頼する。また、区民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、買占めを

行わないよう呼び掛ける。

イ 要援護者等への支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。また、地域の実情に即し、町会等地域住民団体、ボランティア団体等に協力を依頼する。

ウ 遺体に対する適切な対応

火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容するため、練馬区地域防災計画で指定している場所を遺体収容所として使用する。

さらに、遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、必要に応じ、遺体の搬送の手配等を実施する。

エ ごみ処理等について

区による平常時と同様なごみ処理等の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民および事業者にごみの排出抑制への協力を依頼する。

(8) 都市機能の維持

ア ライフライン機能の維持

指定公共機関および指定地方公共機関が提供するライフライン機能を維持するため、都対策本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。

イ 区民の安全・安心の確保

警察・消防機能を維持するよう、都対策本部長に対し、必要に応じて総合調整を要請する。また、警視庁、東京消防庁、地域住民等と連携し、防犯・防災活動の取り組みを強化する。

6 小康期

< 状況 >

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
大流行は一旦終息している状況

< 目的 >

区民生活および経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

< 方針 >

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制および社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息および第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行およびウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

(2) 情報提供・共有

ア 区民および事業者への情報提供

患者発生の状況や国・都の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

イ 関係機関への情報提供

指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、患者発生の状況や国・都の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

(3) 区民相談

保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて縮小・終了する。

また、夜間休日の一般相談も終了となる。保健所・保健相談所は、通常業務において区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、都が行った不要不急の外出自粛、学校等の施設使用や催物の開催制限等の解除の情報を区民等に周知する。

(5) 予防接種

第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

(6) 医療

医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。また、第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。

(7) 区民生活および経済活動の安定の確保

事業者、区民に、平常時の区民生活への回復を呼び掛ける。

(8) 都市機能の維持

行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める一方で、事業活動の回復を事業者に対し呼び掛ける。